

別記（都道府県）宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による建設業における
社会保険等未加入対策の徹底について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険（以下「社会保険等」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このような状況を踏まえ、建設産業の関係者を挙げて社会保険未加入問題に対する総合的な対策を進めているところであり、その趣旨は、「建設業における社会保険加入の徹底について」（平成24年3月26日国土建第342号・国土建整第183号国土交通省土地・建設産業局長通知）等により周知を図ってきたところです。

言うまでもなく、建設業における社会保険等への加入を徹底するためには、技能労働者を雇用している下請企業等が、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠です。

このため、今般、建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会において、別添「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について」のとおり申し合わせを行い、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等により法定福利費を確保するための取組を一斉に開始することとしたところです。

このような取組を進めるに当たっては、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するなど建設工事の発注者における特段のご配慮が必要不可欠です。

貴職におかれましては、建設業における社会保険未加入対策の趣旨を十分ご理解いただくとともに、標準見積書の活用など法定福利費の確保に向けた取組について、特段のご配慮を賜りますよう、お願いいたします。

なお、管内市町村への周知方よろしくお願いいたします。

○別記(都道府県)

北海道	建設部長	殿
青森県	県土整備部長	殿
岩手県	県土整備部長	殿
宮城県	土木部長	殿
秋田県	建設交通部長	殿
山形県	県土整備部長	殿
福島県	土木部長	殿
茨城県	土木部長	殿
栃木県	県土整備部長	殿
群馬県	県土整備部長	殿
埼玉県	県土整備部長	殿
千葉県	県土整備部長	殿
東京都	都市整備局長	殿
神奈川県	県土整備局長	殿
新潟県	土木部長	殿
富山県	土木部長	殿
石川県	土木部長	殿
福井県	土木部長	殿
山梨県	県土整備部長	殿
長野県	建設部長	殿
岐阜県	県土整備部長	殿
静岡県	交通基盤部長	殿
愛知県	建設部長	殿
三重県	県土整備部長	殿
滋賀県	土木交通部長	殿
京都府	建設交通部長	殿
大阪府	住宅まちづくり部長	殿
兵庫県	県土整備部長	殿
奈良県	土木部長	殿
和歌山県	県土整備部長	殿
鳥取県	県土整備部長	殿
島根県	土木部長	殿
岡山県	土木部長	殿
広島県	総務管理部長	殿
山口県	土木建築部長	殿
徳島県	県土整備部長	殿
香川県	土木部長	殿
愛媛県	土木部長	殿
高知県	土木部長	殿
福岡県	建築都市部長	殿
佐賀県	県土づくり本部長	殿
長崎県	土木部長	殿
熊本県	土木部長	殿
大分県	土木建築部長	殿
宮崎県	県土整備部長	殿
鹿児島県	土木部長	殿
沖縄県	土木建築部長	殿